

南海トラフ地震 防災対策推進計画編

《南海トラフ地震防災対策推進計画編》

目 次

第1章 総則	1
第1節 推進計画の目的	1
第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1
第2章 関係者との連携協力の確保	11
第1節 資機材、人員等の配備手配	11
第2節 他機関に対する応援要請	13
第3節 帰宅困難者への対応	15
第3章 円滑な避難の確保に関する事項	16
第1節 避難対策等	16
第2節 消防機関等の活動	18
第3節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	19
第4節 交通対策	20
第5節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	21
第6節 迅速な救助	23
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	24
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	24
第2節 建築物等の耐震化の推進	25
第5章 防災訓練計画	26
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	27
第7章 東海地震・東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止	29
第1節 東海地震・東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応	29
第2節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合への対応	30
〔付編 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応〕	
第1章 対応方針	31
第1節 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表	31
第2節 「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の措置	33
第2章 防災対応の考え方	35
第1節 防災対応の基本的考え方	35
第2節 異常な現象の観測から防災対応までの流れ	35
第3章 住民の防災対応の検討	37

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

1 枚方市

部 局 名	事務又は業務
各 部 共 通	<input type="checkbox"/> 所属職員の配置に関すること <input type="checkbox"/> 部内及び各部との連絡調整に関すること <input type="checkbox"/> 所管施設・設置構造物の防災対策及び被害調査及び応急復旧に関すること <input type="checkbox"/> 所管車両の緊急通行車両の届出に関すること <input type="checkbox"/> 部内災害関連情報の収集・提供に関すること
危 機 管 理 部 (災害対策本部事務局)	<input type="checkbox"/> 防災対策の総合調整に関すること <input type="checkbox"/> 府災害対策本部、他の地方公共団体、各関係機関との情報連絡調整及び応援要請等に関すること <input type="checkbox"/> 災害対策本部に関すること <input type="checkbox"/> 配備指令及び本部指令に関すること <input type="checkbox"/> 避難情報の発令に関すること <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設指示に関すること <input type="checkbox"/> 災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること <input type="checkbox"/> 気象予警報及び災害情報の収集・伝達に関すること <input type="checkbox"/> 防災行政無線局の統制に関すること <input type="checkbox"/> 災害救助法に関すること <input type="checkbox"/> 各地域代表者への連絡調整に関すること <input type="checkbox"/> 自主防災組織に関すること <input type="checkbox"/> 被災者に対する食料品、日用品等生活必需品の把握・要請・配布に関すること

部 局 名	事務又は業務
	<input type="checkbox"/> 自衛隊の派遣要請に関する事 <input type="checkbox"/> 情報伝達手段の確保に関する事 <input type="checkbox"/> 社会秩序の維持に関する事 <input type="checkbox"/> 災害記録に関する事 <input type="checkbox"/> 緊急輸送計画に関する事（物資集積所開設時の庁内人員配備に関する事を含む） <input type="checkbox"/> 緊急物資の運搬に関する事
市長公室	<input type="checkbox"/> 本部長、副本部長等の秘書に関する事 <input type="checkbox"/> 災害視察等の対応に関する事 <input type="checkbox"/> 災害に関する広報及び報道機関との連絡に関する事 <input type="checkbox"/> 被災現場等での取材活動に関する事 <input type="checkbox"/> 災害情報紙の作成及び配布に関する事 <input type="checkbox"/> 住民からの相談に関する事（総合相談窓口開設に関する事） <input type="checkbox"/> 庁内放送に関する事 <input type="checkbox"/> 社会秩序の維持に関する事 <input type="checkbox"/> 各地域代表者への連絡調整に関する事
総合政策部	<input type="checkbox"/> 復興事業の企画調整に関する事 <input type="checkbox"/> 国、府に対する緊急要望に関する事 <input type="checkbox"/> 災害対策関係予算その他財務に関する事 <input type="checkbox"/> 物資集積所の運営に関する事 <input type="checkbox"/> 情報伝達手段の確保に関する事
市駅周辺まち活性化部	<input type="checkbox"/> 本部事務局の応援に関する事 <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に関する事
市民生活部	<input type="checkbox"/> 罹災証明書の発行に関する事 <input type="checkbox"/> 罹災証明書の発行にかかる住家等の被害調査に関する事 <input type="checkbox"/> 災害に伴う税の減免に関する事 <input type="checkbox"/> 危機管理部（災害対策本部事務局）、総務部及び健康福祉部の応援に関する事
総務部	<input type="checkbox"/> 災害時における職員の給与サービス等に関する事 <input type="checkbox"/> 職員の把握・調整及び要員確保に関する事 <input type="checkbox"/> 職員の食料の調達・配布及び衛生管理に関する事 <input type="checkbox"/> 庁舎の防災に関する事 <input type="checkbox"/> 自衛隊の受入れ調整に関する事 <input type="checkbox"/> 車両の調達・確保に関する事 <input type="checkbox"/> 国、府等からの応援の受入れ調整に関する事 <input type="checkbox"/> 災害対策諸物資、救助諸物資等の調達に関する事

部 局 名	事務又は業務
	<input type="checkbox"/> 食料、日用品等生活必需品の調達に関する事 <input type="checkbox"/> 災害対策活動用地の確保に関する事
観光にぎわい部	<input type="checkbox"/> 農業及び商工業者の被害調査に関する事 <input type="checkbox"/> 商工農業者に対する災害関係融資のあっせんに関する事 <input type="checkbox"/> 作物及び家畜の伝染病予防並びに防疫に関する事 <input type="checkbox"/> ため池に係る災害対策に関する事 <input type="checkbox"/> 文化財の被害調査及び復旧に関する事
健康福祉部	<input type="checkbox"/> 枚方市保健医療調整本部の設置・運営に関する事（関係機関等との連絡・調整を含む） <input type="checkbox"/> 医療救護に際し、医師会・歯科医師会及び薬剤師会（以下「三師会」という。）並びに医療機関との連絡調整に関する事 <input type="checkbox"/> 保健医療に係る情報の集約・発信に関する事 <input type="checkbox"/> 救護所の設置に関する事 <input type="checkbox"/> 医療提供体制の確保に関する事 <input type="checkbox"/> 医薬用資機材等の調達・要請に関する事 <input type="checkbox"/> 食品衛生の監視に関する事 <input type="checkbox"/> 災害時における保健衛生に関する事 <input type="checkbox"/> 防疫に関する事（消毒に係ることを除く。） <input type="checkbox"/> 動物の保護等に関する事 <input type="checkbox"/> 要配慮者対策に関する事 <input type="checkbox"/> 所管施設の利用者の避難救助及び救護に関する事 <input type="checkbox"/> 指定避難所の避難行動要支援者情報に関する事 <input type="checkbox"/> 遺体の安置等に関する事 <input type="checkbox"/> 弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事 <input type="checkbox"/> 義援（救援）金品に関する事 <input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援金の支給に関する事 <input type="checkbox"/> ボランティアとの連絡調整に関する事 <input type="checkbox"/> 海外からの支援の受入れに関する事 <input type="checkbox"/> 福祉避難所の設営・運営に関する事
子ども未来部	<input type="checkbox"/> 所管施設の利用者の避難救助及び救護に関する事 <input type="checkbox"/> 災害時の応急保育・教育（幼稚園）に関する事

部 局 名	事務又は業務
環 境 部	<input type="checkbox"/> 災害により発生した環境汚染に関すること <input type="checkbox"/> し尿の緊急くみ取り及び処理に関すること <input type="checkbox"/> 仮設トイレの管理に関すること <input type="checkbox"/> 遺体の安置・火葬等に関すること <input type="checkbox"/> ごみ処理施設等の被害調査及び応急復旧に関すること <input type="checkbox"/> 生活ごみの収集・運搬及び処理に関すること <input type="checkbox"/> 災害廃棄物等の収集・運搬及び処理に関すること
都 市 整 備 部	<input type="checkbox"/> 市有建築物の応急復旧に関すること <input type="checkbox"/> 住宅確保に係る関係機関との連絡調整並びに入居相談に関すること <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅の整備等に関すること <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅の入居に関すること <input type="checkbox"/> 住宅復興計画の策定・推進に関すること <input type="checkbox"/> 宅地防災パトロールに関すること <input type="checkbox"/> 災害復旧建築についての行政指導に関すること <input type="checkbox"/> 指定避難所となる建築物の応急危険度判定（二次災害の防止）に関すること <input type="checkbox"/> 建築物の応急危険度判定（二次災害の防止）に関すること <input type="checkbox"/> 危険建築物等の解体指導に関すること <input type="checkbox"/> 宅地の応急危険度判定（二次災害の防止）に関すること
土 木 部	<input type="checkbox"/> 水防活動に関すること <input type="checkbox"/> 道路、橋りょう、公園、河川等土木施設の被害調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関すること <input type="checkbox"/> 道路障害物の除去に関すること <input type="checkbox"/> 緊急交通路等の確保及び交通対策に関すること <input type="checkbox"/> 交通機関の被害調査及び交通規制の連絡調整に関すること <input type="checkbox"/> 土木関係資機材の調達・要請に関すること <input type="checkbox"/> 土砂災害の危険箇所に係る災害対策に関すること
会 計 課	<input type="checkbox"/> 災害対策に必要な現金の出納に関すること <input type="checkbox"/> 総合政策部の応援に関すること（物資集積所の運営に関すること）
上 下 水 道 局	<input type="checkbox"/> 水道・下水道の広報に関すること <input type="checkbox"/> 給水活動の実施に関すること <input type="checkbox"/> 水防活動に関すること <input type="checkbox"/> 水道・下水道施設、水路等の被害調査及び応急復旧に関すること <input type="checkbox"/> 応急給水計画の作成及び実施に関すること

部 局 名	事務又は業務
	<input type="checkbox"/> 水質の検査及び対策に関すること <input type="checkbox"/> 水道・下水道の広域応援に関すること <input type="checkbox"/> 浸水対策に関すること <input type="checkbox"/> 排水ポンプ場の運転に関すること <input type="checkbox"/> 水道・下水道施設の二次災害の防止に関すること <input type="checkbox"/> 水道・下水道関係資機材の調達・要請に関すること
市立ひらかた病 院	<input type="checkbox"/> 病院内の体制の取りまとめ及び人員配置に関すること <input type="checkbox"/> 病院施設の被害調査及び応急措置に関すること <input type="checkbox"/> 入院患者の保護に関すること <input type="checkbox"/> 医療救護活動に関すること
教 育 委 員 会	<input type="checkbox"/> 指定避難所の開設準備及び閉鎖（パトロールを含む）に関すること <input type="checkbox"/> 指定避難所の情報収集及び運営管理の支援に関すること <input type="checkbox"/> 児童・生徒の避難誘導及び収容に関すること <input type="checkbox"/> 児童・生徒の救護及び心のケアに関すること <input type="checkbox"/> 児童・生徒の被災状況の調査及び教材・学用品の給付に関すること <input type="checkbox"/> 児童・生徒の就学援助に関すること <input type="checkbox"/> 児童・生徒の応急給食に関すること <input type="checkbox"/> 児童・生徒の健康管理に関すること <input type="checkbox"/> 留守家庭児童会室に関すること <input type="checkbox"/> 被災者への炊き出しに関すること <input type="checkbox"/> 災害時の応急教育に関すること <input type="checkbox"/> 学校及び社会教育施設等の応急活動に関すること <input type="checkbox"/> 教育施設の状況把握に関すること <input type="checkbox"/> 児童・生徒の応急教育・応急活動に関すること
市 議 会 議 務 局	<input type="checkbox"/> 議員との連絡調整に関すること（市議会災害対策連絡会議を含む） <input type="checkbox"/> 市長公室の応援に関すること <input type="checkbox"/> 総合政策部の応援に関すること（物資集積所の運営に関すること）
選挙管理委員会 事務局	<input type="checkbox"/> 総務部の応援に関すること
監 査 委 員 会 議 務 局	<input type="checkbox"/> 総合政策部の応援に関すること（物資集積所の運営に関すること）
農 業 委 員 会 議 務 局	(観光にぎわい部と同じ)

2 枚方寝屋川消防組合

機 関 名	事務又は業務
枚 方 寝 屋 川 消 防 組 合	<input type="checkbox"/> 消防に関する教育及び訓練に関すること <input type="checkbox"/> 消防資機材等の点検及び整備に関すること <input type="checkbox"/> 消防相互応援協定による応援要請に関すること <input type="checkbox"/> 緊急消防援助隊応援要請及び受援計画に関すること <input type="checkbox"/> 自主防災組織の育成及び整備に関すること <input type="checkbox"/> 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること <input type="checkbox"/> 火災等その他の災害応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること <input type="checkbox"/> 救助、救急、救護活動に関すること <input type="checkbox"/> 消防活動要員の確保に関すること

3 枚方市消防団

機 関 名	事務又は業務
枚 方 市 消 防 団	<input type="checkbox"/> 消防訓練及び消防資機材等の点検に関すること <input type="checkbox"/> 消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置に関すること <input type="checkbox"/> 被災者、負傷者等の救出・救助に関すること

4 大阪府

機 関 名	事務又は業務
枚 方 土 木 事 務 所	<input type="checkbox"/> 府所管公共土木施設の防災対策及び復旧対策に関すること <input type="checkbox"/> 水防活動及び水防予警報等の伝達に関すること <input type="checkbox"/> 災害予防及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること
中 部 農 と 緑 の 総 合 事 務 所	<input type="checkbox"/> 所管するため池の土木施設等の防災対策及び復旧対策に関すること <input type="checkbox"/> 水防時の雨量、ため池水位等の情報の収集及び水防関係者への提供に関すること

5 大阪府警察（枚方・交野警察署）

機 関 名	事務又は業務
枚 方 ・ 交 野 警 察 署	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること <input type="checkbox"/> 被災者の救出救助及び避難指示に関すること <input type="checkbox"/> 交通規制及び管制に関すること <input type="checkbox"/> 広域応援等の要請及び受入れに関すること <input type="checkbox"/> 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること <input type="checkbox"/> 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持に関すること <input type="checkbox"/> 災害資機材の整備に関すること

6 指定地方行政機関

機 関 名	事務又は業務
近畿地方整備局 淀川河川事務所	<input type="checkbox"/> 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること <input type="checkbox"/> 国管理の河川の水防警報の発表及び伝達に関すること <input type="checkbox"/> 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること <input type="checkbox"/> 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること <input type="checkbox"/> 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること <input type="checkbox"/> 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿地方整備局 淀川ダム統合 管 理 事 務 所	<input type="checkbox"/> 国管理の河川の洪水予報の発表及び伝達に関すること
近畿地方整備局 大阪国道事務所	<input type="checkbox"/> 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること <input type="checkbox"/> 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること <input type="checkbox"/> 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること <input type="checkbox"/> 国管理の公共土木施設の復旧に関すること <input type="checkbox"/> 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること <input type="checkbox"/> 災害時の道路通行の禁止又は制限及び道路交通の確保に関すること
大阪管区气象台	<input type="checkbox"/> 観測施設等の整備に関すること。 <input type="checkbox"/> 防災知識の普及・啓発に関すること。 <input type="checkbox"/> 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。 <input type="checkbox"/> 災害発生が予測されるときや、災害発生時において、市に対して気象状況の推移やその予測の解説等に関すること。

7 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸 上 自 衛 隊 第 3 師 団 第 3 6 普 通 科 連 隊	<input type="checkbox"/> 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること <input type="checkbox"/> 災害派遣に関すること <input type="checkbox"/> 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

8 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	事務又は業務
日本郵便株式会社 近 畿 支 社	<input type="checkbox"/> 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること <input type="checkbox"/> 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること <input type="checkbox"/> 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
西日本旅客鉄道株式会社	<input type="checkbox"/> 鉄道施設の防災管理に関すること <input type="checkbox"/> 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること <input type="checkbox"/> 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること <input type="checkbox"/> 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること <input type="checkbox"/> 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること <input type="checkbox"/> 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西日本電信電話株式会社 (関 西 支 店)	<input type="checkbox"/> 電気通信設備の整備と防災管理に関すること <input type="checkbox"/> 応急復旧用通信施設の整備に関すること <input type="checkbox"/> 気象警報の伝達に関すること <input type="checkbox"/> 災害時における重要通信確保に関すること <input type="checkbox"/> 災害関係電報・電話料金の減免に関すること <input type="checkbox"/> 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること <input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤルの提供に関すること
日本赤十字社 (大 阪 府 支 部 枚 方 市 地 区)	<input type="checkbox"/> 災害医療体制の整備に関すること <input type="checkbox"/> 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること <input type="checkbox"/> 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること <input type="checkbox"/> 義援金品の募集、配分等の協力に関すること <input type="checkbox"/> 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること <input type="checkbox"/> 救助物資の備蓄に関すること

機 関 名	事務又は業務
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	<input type="checkbox"/> 管理道路の整備と防災管理に関すること <input type="checkbox"/> 道路施設の応急点検体制の整備に関すること <input type="checkbox"/> 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること <input type="checkbox"/> 被災道路の復旧事業の推進に関すること
大阪ガスネットワーク株式会社 (北東部事業部)	<input type="checkbox"/> ガス供給施設の整備と防災管理に関すること <input type="checkbox"/> 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること <input type="checkbox"/> 災害時におけるガスの供給確保に関すること <input type="checkbox"/> 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
一般社団法人大阪府トラック協会 (東北支部)	<input type="checkbox"/> 緊急輸送体制の整備に関すること <input type="checkbox"/> 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること
関西電力送配電株式会社 (大阪支社枚方配電営業所)	<input type="checkbox"/> 電力施設の整備と防災管理に関すること <input type="checkbox"/> 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること <input type="checkbox"/> 災害時における電力の供給確保に関すること <input type="checkbox"/> 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
京阪電気鉄道株式会社	<input type="checkbox"/> 鉄道施設の防災管理に関すること <input type="checkbox"/> 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること <input type="checkbox"/> 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること <input type="checkbox"/> 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること <input type="checkbox"/> 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
京阪バス株式会社	<input type="checkbox"/> 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること <input type="checkbox"/> 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
枚方市山田池土地改良区	<input type="checkbox"/> ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること <input type="checkbox"/> 農地及び農業用施設の被害調査に関すること <input type="checkbox"/> 湛水防除活動に関すること <input type="checkbox"/> 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること
淀川左岸水防事務組合	<input type="checkbox"/> 水防団員の教育及び訓練に関すること <input type="checkbox"/> 水防資機材の整備、備蓄に関すること <input type="checkbox"/> 水防活動の実施に関すること
一般社団法人大阪府LPガス協会 (北大阪支部)	<input type="checkbox"/> LPガス施設の整備と防災管理に関すること <input type="checkbox"/> 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関すること <input type="checkbox"/> 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関すること <input type="checkbox"/> 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関すること

機 関 名	事務又は業務
大阪広域水道 企業 団	<input type="checkbox"/> 水道用水の耐震化等に関する事 <input type="checkbox"/> 水道用水の被害情報に関する事 <input type="checkbox"/> 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事 <input type="checkbox"/> 水道用水の供給確保に関する事 <input type="checkbox"/> 応急給水及び応急復旧に関する事 <input type="checkbox"/> 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関する事

9 その他公共団体

機 関 名	事務又は業務
一般社団法人 枚方市医師会	<input type="checkbox"/> 災害時における医療救護活動に関する事 <input type="checkbox"/> 負傷者に対する医療活動に関する事
一般社団法人 枚方市歯科医師会	<input type="checkbox"/> 災害時における医療救護活動に関する事 <input type="checkbox"/> 負傷者に対する医療活動に関する事
一般社団法人 枚方市薬剤師会	<input type="checkbox"/> 災害時における医療救護活動に関する事
北 河 内 農 業 協 同 組 合	<input type="checkbox"/> 市の実施する営農指導及び被害調査の補助に関する事 <input type="checkbox"/> 農地、農業施設等の災害復旧及び再生産に必要な資金の貸付けに関する事
枚方市地域防災 行政無線協議会	<input type="checkbox"/> 災害時における非常通信による災害救護活動への協力に関する事
近 畿 地 方 非常通信協議会	<input type="checkbox"/> 災害時における非常通信による災害救護活動への協力に関する事
各ため池管理者	<input type="checkbox"/> ため池の防災管理に関する事
各農業用施設 管 理 者	<input type="checkbox"/> 農業用水路等の防災管理に関する事
枚 方 市 社会福祉協議会	<input type="checkbox"/> 災害時における福祉に関する事 <input type="checkbox"/> ボランティアの防災活動支援に関する事

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

実施担当	危機管理部、総務部、土木部、上下水道局、 枚方寝屋川消防組合、枚方市消防団
------	--

(1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

用途のめやす	品目のめやす
施設等における障害物の除去	重機類
情報収集・連絡手段	MCA無線、衛星携帯電話、携帯電話、電話、 拡声器、ラジオ、テレビ
事務処理	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、 コピー機
照明、電源	発電機、燃料、照明灯、ランプ、懐中電灯、電池
要員移動手段	トラック、車両、オートバイ、自転車

(2) 市は、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、府に対して供給の要請をする。

2 人員の配置

実施担当	本部事務局、総務部、関係部局（協定締結部局）
------	------------------------

市は、府に対し、人員の配備状況を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、都府県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

実施担当	各防災関係機関
------	---------

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

1 応援協定の運用

実施担当	本部事務局、総務部、関係部局（協定締結部局）、枚方寝屋川消防組合
------	----------------------------------

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している主な応援協定は次のとおりである。市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

大規模地震の場合、府下市町村、その他近隣市町も本市と同様に被害を受けていると予想されるため、これらの市町村への応援要請は状況により判断する。

消防相互応援協定

協定名称	協定市町村等
大阪府北ブロック消防相互応援協定	吹田市、守口市、高槻市、枚方市、茨木市、寝屋川市、門真市、大東市、摂津市、四條畷市、交野市、島本町、枚方寝屋川消防組合、守口市門真市消防組合、大東四條畷消防組合
大阪府下広域消防相互応援協定	府内常備市町村
枚方市、八幡市、枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定	枚方市、八幡市、枚方寝屋川消防組合
枚方市、枚方寝屋川消防組合、京田辺市消防相互応援協定	枚方市、枚方寝屋川消防組合、京田辺市
大阪市、枚方寝屋川消防組合消防応援協定	大阪市、枚方寝屋川消防組合
枚方市、枚方寝屋川消防組合、生駒市消防相互応援協定	枚方市、生駒市、枚方寝屋川消防組合
大阪市、枚方寝屋川消防組合航空消防応援協定	大阪市、枚方寝屋川消防組合

災害応援協定等

協定名称	協定市町等
災害相互応援協定(北河内地域7市)	守口市、寝屋川市、大東市、門真市、枚方市、四條畷市、交野市
災害相互応援協定(京阪奈北近隣都市)	京都府八幡市、奈良県生駒市、大阪府交野市、京都府京田辺市、大阪府寝屋川市、大阪府枚方市

協定名称	協定市町等
サミットに係る協定)	
災害相互応援協定	大阪府枚方市、奈良県奈良市
大阪府広域水道震災対策相互応援協定	大阪広域水道企業団、府内42市町村（大阪市除く）、泉北水道企業団、大阪府健康医療部
水道災害等相互応援に関する協定	大阪府枚方市、京都府八幡市
〃	大阪府枚方市、大阪府寝屋川市
〃	大阪府枚方市、大阪府交野市
中核市災害相互応援協定	中核市の指定を受けた市
友好都市間の相互応援協定	大阪府枚方市、北海道別海町、高知県四万十市、沖縄県名護市

2 自衛隊の災害派遣要請の要求

実施担当	本部事務局、総務部
------	-----------

市長は自衛隊の災害派遣が必要と判断した場合、派遣要請を知事に要求し、通信の途絶等により要求できない場合には、自衛隊へ直接通知する。

- (1) 災害の情報及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考事項

その他、自衛隊の災害派遣に関する事項については、地震災害応急対策・復旧復興対策編第3章第1節第2「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところによる。

3 緊急消防援助隊の応援要請

実施担当	本部事務局、枚方寝屋川消防組合
------	-----------------

枚方寝屋川消防組合管理者又は消防長は、自らの消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、直ちに知事に対して応援要請を行うものとする。

この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

第3節 帰宅困難者への対応

実施担当	危機管理部
------	-------

- (1) 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、市町村は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 国、府、関西広域連合等と連携して、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

第3章 円滑な避難の確保に関する事項

第1節 避難対策等

実施担当	危機管理部、観光にぎわい部、健康福祉部、教育委員会、 (河川管理者、ため池管理者、道路管理者)
------	--

- 1 市が、指定避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、次のとおり。
 - (1) 指定避難所の開設報告用紙
 - (2) 災害連絡票
 - (3) 避難者名簿
- 2 市は、指定避難所を開設した場合に、当該指定避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- 3 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めたそれぞれの組織の防災計画又は避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 4 避難行動要支援者に対しては、次の点に留意するものとする。
 - (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
 - (2) 市長より避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の指定避難所までの介護及び搬送は、あらかじめ避難支援者が定められている場合は当該支援者が、定められていない場合は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 5 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は次のとおり。

災害予防対策第3章第3節第4「外国人に対する支援体制整備」、第5「その他の要配慮者に対する配慮」等により、旅行者、外国人等が安心して行動でき

る条件及び環境づくりに努める。

6 指定避難所における救護上の留意事項。

(1) 市が指定避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

(2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 府に対し府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

7 市は、住民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

8 河川管理者やため池管理者、道路管理者は、河川やため池、避難路等で被害を受けやすい箇所についてパトロールなどの警戒活動を実施し、二次災害の生じるおそれがある場合は速やかに関係機関への連絡や危険箇所への立入制限を行う。

市は、必要に応じ適切な避難対策を実施する。

第2節 消防機関等の活動

実施担当	枚方寝屋川消防組合、枚方市消防団
------	------------------

- 1 消防機関は、円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。ただし、地震発生時においては人命の救出救護を優先する。
 - (1) 避難誘導
 - (2) 消火・救助・救急等
 - (3) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、枚方寝屋川消防組合の地震災害消防計画及び緊急消防援助隊受援計画に基づく。

第3節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道〔上下水道局〕

地域住民の円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。

【地震災害応急対策第3章第7節「ライフラインの緊急対応」参照】

【地震災害応急対策第4章第11節第1「水道施設」参照】

2 電気〔関西電力送配電株式会社（大阪支社枚方配電営業所）〕

電力事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、電気は、情報の伝達や避難時の照明の確保等のために必要なことから、系統の多重化など電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。さらに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

【地震災害応急対策第3章第7節「ライフラインの緊急対応」参照】

【地震災害応急対策第4章第11節第3「電力供給施設」】

3 ガス〔大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部〕

ガス事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

【地震災害応急対策第3章第7節「ライフラインの緊急対応」参照】

【地震災害応急対策第4章第11節第4「ガス供給施設」】

4 通信〔西日本電信電話株式会社関西支店〕

電気通信事業者は、各種情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。

【地震災害応急対策第3章第7節「ライフラインの緊急対応」参照】

【地震災害応急対策第4章第11節第5「電気通信施設」】

第4節 交通対策

1 道路

実施担当	土木部、本部事務局、枚方・交野警察署、 近畿地方整備局大阪国道事務所、大阪府枚方土木事務所、 西日本高速道路株式会社
------	--

市、枚方・交野警察署及び道路管理者は、交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

【地震災害応急対策第3章第6節第1「緊急輸送のための道路確保」】

2 鉄道〔西日本旅客鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社〕

実施担当	西日本旅客鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社
------	------------------------

危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を講じる。

【地震災害応急対策第3章第6節第4「鉄軌道施設の応急復旧」】

第5節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

実施担当	危機管理部、総務部、観光にぎわい部、健康福祉部、子ども未来部、都市整備部、市立ひらかた病院、教育委員会
------	---

1 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、会館、生涯学習施設、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 各施設に共通する事項
 - ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - ウ 出火防止措置
 - エ 水、食料等の備蓄
 - オ 消防用設備の点検、整備
 - カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- (2) 個別事項
 - ア 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - イ 学校、研修所等にあつては、
 - ① 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
 - ② 地域住民の指定緊急避難場所、指定避難所となる施設については住民等の受入方法等
 - ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める指定避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力す

るものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

第6節 迅速な救助

実施担当	枚方寝屋川消防組合、枚方市消防団、危機管理部
------	------------------------

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、消火・救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

【災害予防対策第2章第3節第2「消火・救助・救急体制の整備」】

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

【災害予防対策第2章第1節第8「広域応援体制等の整備」】

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 枚方市消防団の充実

市は、枚方市消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする

【災害予防対策第2章第3節第2「消火・救助・救急体制の整備」】

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

実施担当	危機管理部、健康福祉部、都市整備部、土木部、上下水道局、市立ひらかた病院、教育委員会、枚方寝屋川消防組合
------	--

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 指定避難所、指定緊急避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
枚方市消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 7 通信施設の整備

第2節 建築物等の耐震化の推進

実施担当	危機管理部、観光にぎわい部、健康福祉部、子ども未来部、都市整備部、教育委員会、枚方寝屋川消防組合
------	--

1 市施設の耐震化

市及び枚方寝屋川消防組合は、庁舎、消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する所管施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行うこととする。

2 民間建築物の耐震化促進

市は「枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画（第Ⅱ期）」に基づき、住宅・建築物の耐震化の促進に努める。

民間建築物の所有者に対する耐震化支援の一環として、耐震診断を実施する住宅・建築物及び耐震改修設計や耐震改修を実施する木造住宅の所有者に対し補助を行う。また、耐震性の低い住宅を除却する場合にも補助を行う。

第5章 防災訓練計画

実施担当	危機管理部、枚方寝屋川消防組合、枚方市消防団
------	------------------------

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、市内滞在者等に対する避難誘導訓練
 - (3) 情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

実施担当	危機管理部、教育委員会、枚方寝屋川消防組合、枚方市消防団
------	------------------------------

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。大阪市を含め沿岸市町村では津波の被害を受けるおそれがあることを周知し、住民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する教育をあわせて実施する。

特に住民が出かける機会が多い大阪市内は、地下街等地下空間の利用が進んでおり、津波による氾濫が発生すると、より多大な被害が発生するおそれがあることを周知する。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関に行うものとする。

防災教育の内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に対する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上

を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に対する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震化に関する知識
- (11) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

3 相談窓口の設置

府及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

南海トラフ地震の特徴

- ① 発生しやすいゆれの周期は数秒～十数秒の長周期地震動である。
- ② 地震のゆれの継続時間が長い。
- ③ 建物は、ゆれる際、それぞれの固有周期でゆれる。(10階建で1秒程度、30階建で3秒程度の周期(階数×0.1))
- ④ 地震のゆれの周期と建物の固有周期が一致すると、建物は「共振」現象により、ゆれが増幅され徐々に大きく、速くゆれる。南海トラフ地震では、中高層建築物のゆれが大きくなるおそれがある。
- ⑤ 上記④により中高層建築物が大きくゆれた場合、室内では家具類の転倒・落下により、人的被害が発生すると考えられる。

第7章 東海地震・東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1節 東海地震・東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

実施担当	危機管理部
------	-------

- (1) 市は、地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。
- (2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成することとする。

2 被害調査の迅速化等

実施担当	都市整備部、教育委員会、土木部
------	-----------------

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった宅地・建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、宅地・建築物の応急危険度判定や土砂災害危険箇所等の調査を早急を実施するとともに、危険な宅地・建物への立入禁止や警戒区域の設定等を行うこととする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合への対応

実施担当	危機管理部
------	-------

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合への対応については、地震災害応急対策・復旧復興対策編「付編 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応について」により行う。

市及び防災関係機関は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」の発表があった場合、可能性がなくなった（巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した）旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

府は、「大阪府防災・危機管理指令部」を設置する。市は、連絡体制を確保するため府に準じた組織体制（警戒本部体制）をとる。

付編 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応

第1章 対応方針

中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成30年12月）を踏まえ、政府として、南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について発表する情報の名称を以下のとおり決定した。

気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、当該情報が発表された場合の政府の対応が示された。

この政府の対応を受けて、大阪府及び枚方市の組織体制や情報伝達体制等の対応については、以下によるものとする。

第1節 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。（気象庁が発表する当該情報は以下のとおりで、平成29年11月1日から運用開始。）

1 「南海トラフ地震に関連する情報」について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

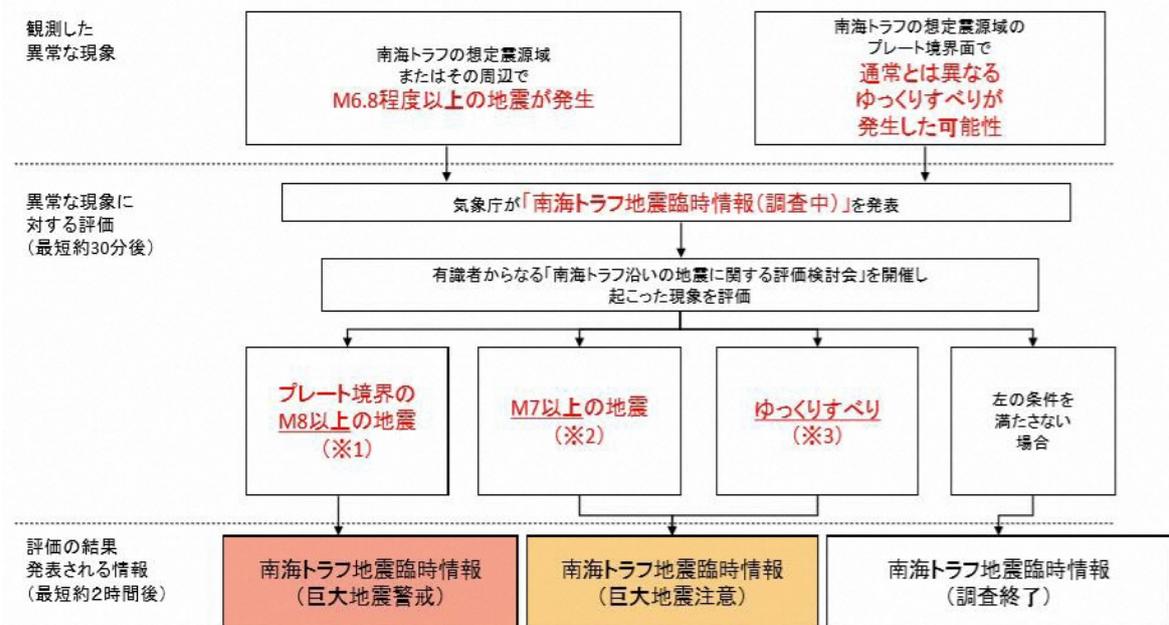
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

※：南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7以上の地震が発生した場合やひずみ計等で有意な変化（短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべり）を観測した場合などを想定。なお、本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において示された「半割れケース (M8.0以上)」に相当する現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において示された「一部割れケース (M7.0～8.0)」／「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

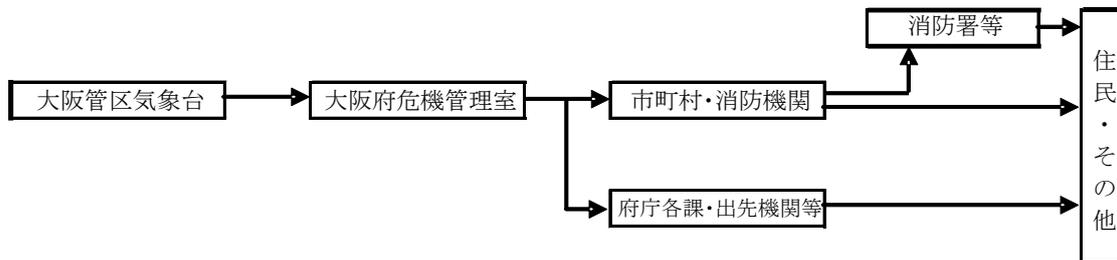
第2節 「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の措置

防災関係機関は、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、住民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じ、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底するものとする。

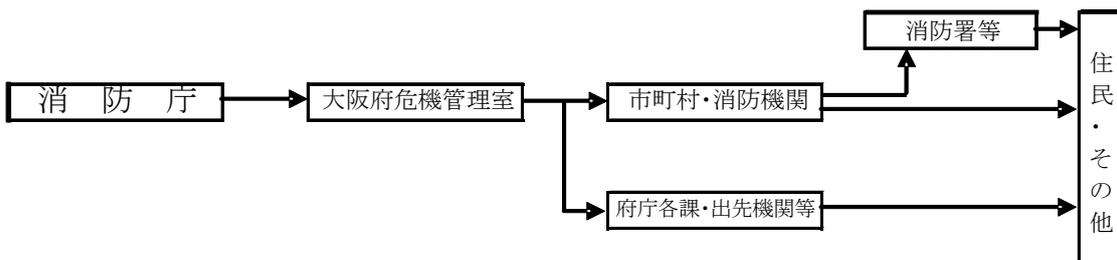
第1 「南海トラフ地震に関連する情報」等の伝達

1 伝達情報及び系統

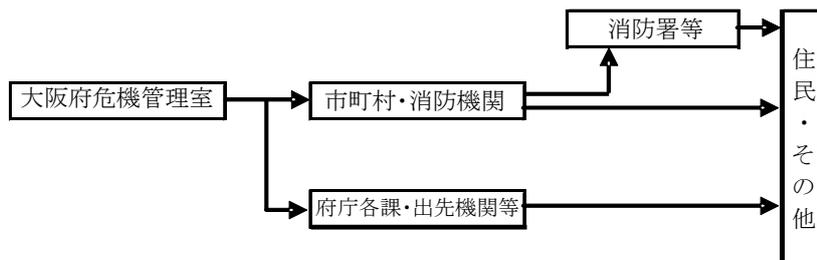
(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）発表時



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時



(3) 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報



南海トラフ地震
 防災対策推進計画編

2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時情報・関連解説情報）

第1章第1節による気象庁が発表する情報

- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

- (3) 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報

府が南海トラフ沿いの大規模な地震発生に備え、今後の対応を検討した情報

第2 警戒態勢の準備

防災関係機関は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始、または調査を継続している旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、その後の調査の結果に伴う「南海トラフ地震臨時情報」の発表に備えて、必要な体制等の準備を行う。

府は、国からの情報収集、市町村、消防機関等への情報伝達、留意事項の周知を行う。

第3 警戒態勢の確立

防災関係機関は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」の発表があった場合、可能性がなくなった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

府は、「大阪府防災・危機管理指令部」を設置する。市は、連絡体制を確保するため府に準じた組織体制をとる。

府は、大阪府防災・危機管理指令部による会議を開催し、政府による関係省庁災害警戒会議の情報を受けて、今後の対応を検討するとともに、大規模地震発生後の災害応急対応の確認、防災上重要な施設及び必要な資器材等の準備、点検を行い、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底する。

府及び市は、地震への備えについて、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行う。

第2章 防災対応の考え方

第1節 防災対応の基本的考え方

地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するよう、住民・企業に対する啓発・指導を行う。

また、日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるために、平時から突発地震に備えた事前対策を進めるものとする。

第2節 異常な現象の観測から防災対応までの流れ

「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、情報の種類に応じて、以下のような防災対応をとる。

	半割れケース (プレート境界のM8以上の地震)	一部割れケース (M7以上の地震)	ゆっくりすべりケース
発生直後 注1)	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
最短2時間 程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等(家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、家庭等における備蓄等の確認等) ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 ● 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等(家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、家庭等における備蓄等の確認等、必要に応じて避難を自主的に実施) ● 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等(家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、家庭等における備蓄等の確認等) ● 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
1週間			
2週間 注2)	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等(家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、家庭等における備蓄等の確認等、必要に応じて避難を自主的に実施) ● 行政機関、企業等における情報	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	

	半割れケース (プレート境界のM8以上の地震)	一部割れケース (M7以上の地震)	ゆっくりすべりケース
	収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検		
すべりが収まったと評価されるまで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
大規模地震発生まで			

注1) 「ゆっくりすべりケース」の場合は、検討が必要と認められた場合

注2) 後発地震警戒対応期間（1週間）＋後発地震注意対応期間（1週間）

「巨大地震警戒対応」、「巨大地震注意対応」において、最初の地震発生後「1週間」を最も警戒する期間とする。なお、「巨大地震警戒対応」の場合、最も警戒すべき1週間の経過後は「巨大地震注意対応」に切り替えられるが、この場合の「巨大地震注意対応」の期間については、対応切り替え後1週間を基本とする。

第3章 住民の防災対応の検討

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒または巨大地震注意）が発表された際の防災対応は、住民一人一人が検討・実施することを基本とするが、市は必要な情報提供を行うなど、その検討・実施を促すとともに、必要な支援を行う。

なお、詳細については、関連する各編・各章によるものとする。

<p>○日頃からの地震への備えの再確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応(家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、家庭等における備蓄等の確認等) 	<p>総則・災害予防対策編(災害予防対策) 第3章 住民の防災行動力の向上計画 第1節 防災知識の普及・啓発</p>
<p>○土砂災害に対する防災対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の実情に応じて避難のあり方を検討 	<p>総則・災害予防対策編(災害予防対策) 第1章 災害に強い都市形成計画 第5節 土砂災害予防対策の推進</p>
<p>○住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●耐震基準を満たしていない住宅の住民は避難をあらかじめ検討 ●地震火災は器具の使用控えによって火災の発生を防止 	<p>総則・災害予防対策編(災害予防対策) 第1章 災害に強い都市形成計画 第3節 建築物の安全化 第2章 防災体制の強化計画 第3節 火災予防対策の推進</p>
<p>○避難先の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所の受け入れ人数の把握 ●指定避難所候補リストの作成 ●指定避難所の選定 ●指定避難所が不足する場合の対応 ●指定避難所への移動方法の検討 	<p>総則・災害予防対策編(災害予防対策) 第2章 防災体制の強化計画 第6節 避難受入れ体制等の整備 地震災害応急対策・復旧復興対策編 第3章 初期応急活動 第4節 避難誘導</p>
<p>○指定避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運営体制や運営する際の役割の検討 	<p>地震災害応急対策・復旧復興対策編 第3章 初期応急活動 第4節 避難誘導</p>

防災対応の検討にあたっては、必要に応じて住民の意見を十分に聴く必要があり、地域内の各主体が調和を図りながら防災対応が実行できるよう、検討の段階から情報共有や協議を行うよう努める。

また、防災対応を実施する際、社会的な混乱が発生しないよう、市はあらゆる機会を捉えて、情報が発表された際取るべき対応を住民に周知するものとする。